

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 25 年 1 月 30 日（水）午前 9 時～午前 10 時 48 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、教育部生涯学習スポーツ担当部長 欠席者：会計管理者
議 題	1 平成 25 年第 1 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1 について 提案のとおり、提出議案として決定する。 なお、(14) 武蔵村山市が管理する道路における移動等円滑化の基準に関する条例については、提出しないものとして決定する。 議題 2 について 第 1 回議市議会定例会の招集期日は、2 月 27 日（水）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	議題 1 平成 25 年第 1 回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (企画財務部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的な余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めらる。 概要については、平成 24 年 12 月 22 日、市内中藤五丁目 39 番地の 1 のコンビニエンスストアの駐車場から庁用車が出るために後退した際、確認不十分により、道路上に停車中の相手方車両前部に接触したものである。 なお、示談交渉については、協議中である。 (質 疑) ○ どのような経緯であったのか伺いたい。 ● 当日は降雨により非常に気温が低く、また、当該職員が勤務する第二庁舎が耐震工事中であり暖房による効果が乏しいことから、交換便の途中に防寒対策としてカイロを購入するため立ち寄ったものである。 ○ 経緯を踏まえ、誤解を生まないようにしっかりと説明に努められたい。

● 承知した。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 専決処分の承認を求めることについて

(建設管理担当部長説明)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的な余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

概要については、平成 25 年 1 月 14 日、主要市道第 51 号線（市内本町一丁目 1 番地先・市役所西側）の除雪作業中に小型特殊車両（ミニホイールローダー）を方向転換のため後退させた際、車両の座席部（一人乗り）の右側が歯科医院の看板下方部に接触し、車両及び看板を破損したものである。

なお、示談交渉については、協議中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 平成 25 年度武蔵村山市一般会計予算

(財政担当部長説明)

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 平成 25 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計予算

(市民部長説明)

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 平成 25 年度武蔵村山市下水道事業特別会計予算

(生活環境部長説明)

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (6) 平成 25 年度武蔵村山市介護保険特別会計予算
 (高齢・障害担当部長説明)
 地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。
 内容等については、現在精査中である。
 (結 論)
 提出議案として決定する。
- (7) 平成 25 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理特別会計予算
 (都市整備部長説明)
 地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。
 内容等については、現在精査中である。
 (結 論)
 提出議案として決定する。
- (8) 平成 25 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計予算
 (市民部長説明)
 地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。
 内容等については、現在精査中である。
 (結 論)
 提出議案として決定する。
- (9) 武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部条例
 (健康福祉部長説明)
 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、直ちに新型インフルエンザ等対策本部を設置する必要があるので、本案を提出する。
 概要については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 37 条において準用する同法第 26 条の規定に基づき、武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項について定める条例を制定するものである。
 施行期日については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。
 なお、当該提出議案は、新規条例であるため、例規文書審査会に付議する。
 (質 疑)
 ○ 先日の政策調整会議において、提案理由の表現が適切でないことから訂正を指示したはずである。
 ● 所管課に訂正の旨を説明したところ、当該法律の第 34 条に

基づく表現であるとの回答があったため、訂正を行わなかったものであるが、表現の適切さについては、文書審査の判断を十分に踏まえることとする。

○ そのように対応願う。また、条例案の構成について伺う。

● 本条例案の構成について説明させていただく。一般的な委員会や協議会を立ち上げる際に必要とする所掌事項や組織については、法律において詳細に規定されており、条例においては、法律で規定されている事項以外について定める仕組みとなっていることから、このような条例案の構成をとったものである。

○ 当該条例案では、対策本部に部長を置くと規定されているだけであり、対策本部長を務める職については触れていないが、このことについては法律に規定があるということか。

● そのとおりである。同法律第 35 条に「市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。」と規定されている。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(高齢・障害担当部長説明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）（第 1 次一括法）の施行による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため、本案を提出する。

概要については、介護保険法第 78 条の 4 第 1 項及び同条第 2 項の規定により指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、各地方公共団体の条例で定めるとされたことから、武蔵村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものである。

施行期日については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

なお、当該提出議案は、新規条例であるため、例規文書審査会に付議する。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (11) 武蔵村山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(高齢・障害担当部長説明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）の施行による介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を条例で定める必要があるので、本案を提出する。

概要については、介護保険法第115条の14第1項及び同条第2項の規定により指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、各地方公共団体の条例で定めることとされたことから、武蔵村山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するものである。

施行期日については、平成25年4月1日から施行する。

なお、当該提出議案は、新規条例であるため、例規文書審査会に付議する。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (12) 武蔵村山市が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例

(建設管理担当部長説明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）の施行による道路法（昭和27年法律第180号）の一部改正に伴い、市道の道路構造の一般的技術基準を条例で定める必要があるので、本案を提出する。

概要については、道路法第30条第3項の規定により市道の構造の一般的技術基準については、当該道路の道路管理者である各地方公共団体の条例で定めることとされたことから、武蔵村山市が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例を制定するものである。

施行期日については、平成25年4月1日から施行する。

なお、当該提出議案は、新規条例であるため、例規文書審査会に付議する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市が管理する道路に設置する道路標識の寸法に関する条例

(建設管理担当部長説明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）の施行による道路法の一部改正に伴い、市道に設置する標識の寸法を条例で定める必要があるため、本案を提出する。

概要については、道路法第45条第3項の規定により市道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）については、当該道路の道路管理者である各地方公共団体の条例で定めることとされたことから、武蔵村山市が管理する道路に設置する道路標識の寸法に関する条例を制定するものである。

施行期日については、平成25年4月1日から施行する。

なお、当該提出議案は、新規条例であるため、例規文書審査会に付議する。

(質 疑)

- 道路標識の寸法に変更はあるのか。
- 変更はない。
- 標識の色についても定めることができるのか。
- 寸法のみであり、色については定めることができない。また、通行止めなどの規制標識についても定めることはできない。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市が管理する道路における移動等円滑化の基準に関する条例

(建設管理担当部長説明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）（第2次一括法）の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部改正に伴い、高齢者、障害者等の移動円滑化のための特定道路の構造に関する基準を条例で定める必要があるため、本案を提出する。

概要については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定により移動円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準については、各地方公共団体の条例で定めることとされたことから、武蔵村山市が管理する道路における移動等円滑化の基準に関する条例を制定するものである。

施行期日については、平成25年4月1日から施行する。

なお、当該提出議案は、新規条例であるため、例規文書審査会に付議する。

(質 疑)

○ 特定道路について伺う。

● 特定道路は、多くの高齢者、障害者等の移動が主に徒歩で行われる道路であり、駅や商業施設、官公庁に通じており国土交通省が認定している道路のことである。本市には特定道路は存在しないが、近隣地域では、三鷹市や武蔵野市に特定道路がある。

○ 特定道路は申請により認定されるのか。又は、一定の基準を満たす状況のなかで指定されるのか。

● 国土交通省のホームページを参照したところ、移動円滑化を促進させる地域として計画されている地域の道路について認定されていく流れのようである。

○ 現状では本市に全く該当のない規定であるが、条例で定める必要はあるのか。該当施設がないことから、条例に委任されている規定であっても制定する必要はないと思われる。

(結 論)

提出しないものとして決定する。

(15) 武蔵村山市都市公園における移動等円滑化の基準に関する条例
(建設管理担当部長説明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、高齢者、障害者等の移動円滑化のための特定公園施設の設置に関する基準を条例で定める必要があるので、本案を提出する。

概要については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項の規定により移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準については、各地方公共団体の条例で定めることとされたことから、武蔵村山市都市公園における移動等円滑化の基準に関する条例を制定するものである。

施行期日については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

なお、当該提出議案は、新規条例であるため、例規文書審査会に付議する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市議会会派政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市議会会派政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年武蔵村山市条例第 1 号）における政務調査費の名称を政務活動費に改めるとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲についてこれまで規則で定めていたものを新たに条例で定めるものである。

施行期日については、地方自治法の一部を改正する法律中、地方自治法第 100 条第 14 項及び第 15 項の改正規定、同項の次に 1 項を加える改正規定の施行の日から施行する。

(質 疑)

○ 施行期日の予定日は把握しているのか。

● 予定では、3 月 1 日であると思われる。

なお、期日については政令で定めるものとされているため、年度途中にあっても政務調査費から政務活動費に改められる。

○ 経費の範囲については、変更があるのか。

● これまでの政務調査費の用途を踏襲する内容で規定を整備しているところである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

一般職の職員の給料の額等を改定する必要があるため、本案を提出する。

概要については、平成 24 年東京都人事委員会勧告等に基づき、一般職の職員の給料の額等を改定するものである。

施行期日については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

なお、東京都に準拠し、部長職及び課長職の給料表を改定するとともに、管理職手当を定額化する予定である。現在、東京都と

各市の状況を確認している。

(質 疑)

○ 一般職の職員の給料の額等の改定とあるが、影響があるのは、部長職及び課長職のみか。

● そのとおりである。

(結 論)

提出議案として決定する。

なお、内容については、よく精査されたい。

(18) 武蔵村山市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)の施行による障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年村山町条例第26号)第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものである。

施行期日については、平成25年4月1日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(19) 武蔵村山市体育施設設置条例の一部を改正する条例

(企画財務部長説明)

大南公園プールを廃止するとともに、大南公園野球場の開場時間を変更する必要があるので、本案を提出する。

概要については、(1) 大南公園プールを廃止するため、大南公園プールに係る規定を削る。(2) 市民サービスの向上を図ることに伴い、大南公園野球場の開場時間を変更するため、大南公園野球場の開場時間に係る規定中「午前9時から午後5時まで」を「午前9時から午後9時まで」に改める。ただし、4月から10月までの間は、従来どおり午前7時から午後9時までとするものである。

施行期日については、平成25年4月1日から施行する。

(質 疑)

○ 年間を通して夜間使用ができるようになるということか。

● そのとおりである。

(結 論)

提出議案として決定する。

20 武蔵村山市立学童クラブ設置条例の一部を改正する条例

(健康福祉部長説明)

児童の適正な人数規模を確保するため、武蔵村山市立第七学童クラブを「武蔵村山市立第七学童クラブ第一」と「武蔵村山市立第七学童クラブ第二」とに分割する必要があるので、本案を提出する。

概要については、第七学童クラブについては、定員（70人）に対して、平成24年4月から7月までの入所児童数が、2割増（84人）となっているため、児童の適正な人数規模を図る必要があるため、分割するものである。

武蔵村山市立第七学童クラブ第一（武蔵村山市残堀一丁目60番地の3）については、定員は55名、面積は81.26㎡である。また、武蔵村山市立第七学童クラブ第二（武蔵村山市残堀一丁目60番地の3）については、定員は45名、面積は54.37㎡である。

施行期日については、平成25年4月1日から施行する。

なお、第七学童クラブ第二は、現在の残堀・伊奈平地区児童館内の図書室を使用予定であり、既存の図書室は、児童館集会室へ移転し、集会室と併用で使用する。

(質 疑)

○ 児童館の図書室を使用する場合、児童館の機能的な面で問題は生じないか。

● 問題は生じないと認識している。

○ 定員に対する面積についても問題はないか。

● 面積については、努力義務とされている。学童クラブの分割に当たっては、東京都に申請を行っているが、特に問題は生じていない。

(結 論)

提出議案として決定する。

21 武蔵村山市立のぞみ福祉園設置条例等の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

概要については、(1) 武蔵村山市立のぞみ福祉園設置条例（昭

和 60 年武蔵村山市条例第 30 号)、(2) 武蔵村山市民総合センター設置条例(平成 13 年武蔵村山市条例第 24 号)及び(3) 武蔵村山市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例(平成 18 年武蔵村山市条例第 18 号)について、条文中の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものである。

施行期日については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

22 武蔵村山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市国民健康保険条例(昭和 34 年村山町条例第 19 号)における精神医療給付金に係る規定のうち「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改めるものである。

施行期日については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

23 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

平成 25 年 1 月 11 日付武蔵村山市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、国民健康保険税の税率、税額及び賦課限度額を改定する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例(昭和 34 年村山町条例第 20 号)に定める国民健康保険税の税率、税額及び賦課限度額を改定するものであり、(1) 基礎課税額の資産割率を 100 分の 15.00 とし、賦課限度額を 510,000 円とする、(2) 後期高齢者支援金課税額の所得割率を 100 分の 1.44、均等割額を 8,200 円とし、賦課限度額を 140,000 円とする、(3) 介護納付金課税額の所得割率を 100 分の 1.36、均等割額を 11,100 円とし、賦課限度額を 120,000 円とするものである。

施行期日については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

24 武蔵村山市都市公園条例の一部を改正する条例

(建設管理担当部長説明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、都市公園の設置基準等を条例で定める必要があるので、本案を提出する。

概要については、都市公園法第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定により都市公園の設置基準、住民一人当たりの都市公園面積の基準、都市公園の配置及び規模の基準並びに都市公園施設の設置基準については、各地方公共団体の条例で定めることとされたことから、武蔵村山市都市公園条例（昭和 43 年村山町条例第 22 号）の規定の整備を行うものである。

施行期日については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

25 武蔵村山市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

(生活環境部長説明)

負担金の徴収期間について新たに例外事項を追加する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 53 年武蔵村山市条例第 14 号）第 1 条で規定する負担金については、同条例第 9 条の規定により 5 年に分割して徴収するが、同条ただし書により一括納付の申出をしたときは、一括で徴収するという例外事項を定めている。今回、負担金の徴収猶予を受けた者の徴収猶予が消滅した後の負担金の徴収についても一括で徴収することとし、例外事項を追加するものである。

施行期日については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

26 武蔵村山市防災会議条例の一部を改正する条例

(総務部長)

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 41 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、(1) 武蔵村山市防災会議条例（昭和 41 年村山町条例第 15 号）第 2 条に規定する防災会議の所掌事務に「市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」及び「その重要事項に関し、市長に意見を述べること」を加える、(2) 同条例第 3 条第 5 項に規定する防災会議の委員に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者」を加えるものである。

施行期日については、公布の日から施行する。

（結 論）

提出議案として決定する。

27 武蔵村山市災害対策本部条例の一部を改正する条例

（総務部長）

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 41 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市災害対策本部条例（昭和 41 年村山町条例第 16 号）第 1 条中「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 6 項」を「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項」に改めるものである。

施行期日については、公布の日から施行する。

（結 論）

提出議案として決定する。

28 武蔵村山市消防団条例の一部を改正する条例

（総務部長）

消防団員の定員及び費用弁償の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

概要については、(1) 武蔵村山市消防団条例（昭和 47 年武蔵村山市条例第 44 号）第 3 条で規定する消防団員の定員を 210 人に改め、(2) 同条例第 13 条第 1 項に規定する消防団員の費用弁償の額「出動 1 回につき 2,500 円」を「出動 1 回につき 3,000 円」に改めるものである。

施行期日については平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（結 論）

提出議案として決定する。

29 平成 24 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 7 号）

	<p>(財政担当部長説明)</p> <p>地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。内容等については、現在精査中である。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>30 平成 24 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>(市民部長説明)</p> <p>地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。内容等については、現在精査中である。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>31 平成 24 年度武蔵村山市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>(生活環境部長説明)</p> <p>地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。内容等については、現在精査中である。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>32 平成 24 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)</p> <p>(高齢・障害担当部長説明)</p> <p>地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。内容等については、現在精査中である。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>33 平成 24 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>(都市整備部長説明)</p> <p>地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。内容等については、現在精査中である。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>34 平成 24 年度武蔵村山後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>(市民部長説明)</p> <p>地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。内</p>
--	--

容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

35 市道路線の認定について

(建設管理担当部長)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

開発行為に伴う道路用地の寄付の申し出を受け、市道路線として認定する路線は、武蔵村山市残堀五丁目 120 番地先を起点とし、武蔵村山市残堀五丁目 120 番地先を終点とする幅員 6.0m～6.18m、延長 140.09m の一般市道 D 第 258 号線である。

(質 疑)

○ 添付資料の図面では、一般市道 D 第 258 号線と一般市道 D 第 140 号線とが接触しているが、議案の提案順序から錯誤が生じるため、訂正されたい。

● 議案の提案順序を確認し、訂正することとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

36 市道路線の変更について

(建設管理担当部長)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定において準用する第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

開発行為に伴う道路用地の寄付の申し出を受け、変更する市道路線は一般市道 D 第 140 号線であり、武蔵村山市残堀五丁目 105 番地先を起点とし、武蔵村山市残堀五丁目 122 番地先を終点とする幅員 1.82m、延長 69.51m から武蔵村山市残堀五丁目 105 番地先を起点とし、武蔵村山市残堀五丁目 120 番地先を終点とする幅員 1.82m、延長 73.23m に変更するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 平成 24 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 8 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。内容等については、現在精査中である。

(結 論)

	<p>提出議案として決定する。</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 専決処分の報告について (生涯学習スポーツ担当部長)</p> <p>地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。</p> <p>概要については、平成 24 年 11 月 18 日、総合運動公園運動場（第 2 運動場）において開催された「少年少女サッカー大会」の競技中、小石が隣接する駐車場に駐車中の車両に当たり、当該車両のボンネットの一部を損傷させたものである。</p> <p>なお、示談交渉については、協議中である。</p> <p>(結 論)</p> <p>報告事項として決定する。</p> <p>議題 2 その他</p> <p>(1) 第 1 回市議会定例会の招集期日について 第 1 回市議会定例会の招集期日は 2 月 27 日（水）である。</p>
--	---

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)</p>
---------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課（内線：374）</p>
--------------	----------------------------

（日本工業規格 A 列 4 番）